

1 審査会の結論

四日市市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が、令和４年８月２５日付け四病総第６２号で行った個人情報非削除決定（整理番号第２号）は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が四日市市個人情報保護条例（平成１１年四日市市条例第２５号。以下「条例」という。）に基づいて令和４年８月１８日付けで行った個人情報削除請求（整理番号第２号）に対し、実施機関が令和４年８月２５日付けで行った上記の個人情報非削除決定（以下「本件決定」という。）について、これを取り消し、個人情報の削除を求めるものである。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張した内容の要旨は、以下のとおりである。

- (1) カルテに記載された内容を削除しない理由について、医師や看護師などの医療職から適切な説明がなく、納得できない。（インフォームドコンセントに反する）
- (2) 実施機関は、カルテは実施機関のものだと言うが、カルテの内容は私の個人情報でもあり、私の同意なく一方的に永久保存することに疑問がある。実施機関の都合だけで決めないでほしい。
- (3) 個人情報保護法２２条では、利用する必要がなくなった時はデータを遅滞なく消去する努力義務があるとされている。実施機関はその義務を怠っている。（本人同意が困難な場合は例外だが、私の場合はそうではない。）
- (4) 以前に私のカルテを開示請求し、開示してもらったが、処置を受けた際の記述が一部抜けており、誤った記述もある。適切に正しく保存していると言うが、間違っている。実施機関はカルテには「真正性」が求められると言うが、正しくないカルテが保存されている。医師法２４条や保険医療機関及び保険医療養担当規則９条にある診療録（カルテ）は適正に取り扱われるべきである。

私の処置をした看護師には正しく記録する義務がある。看護記録は医療法

21条にある診療に関する諸記録に含まれ、適正に保存することが求められているが、実際の私の記録は誤っている。処置の記録は要配慮個人情報であり、適切に取り扱う必要がある。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で主張した内容の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 個人情報の削除については、条例第29条において、条例第7条の規定に違反して個人情報が収集されたと認められるときに、削除請求に係る個人情報の削除をすると規定されている。
- (2) 今回削除請求のあった個人情報については、医療提供という明確な目的のもと、必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により本人から収集されたものであり、条例第7条の規定に違反しているとは言えないため、削除しない。
- (3) また、条例第8条第3項において、保有する必要がなくなった個人情報は速やかに廃棄し、又は消去すると規定されているが、診療情報については、以下の理由から保有する必要はなくなるものとする。

患者の利益を守るとともに医療安全の観点から、保管場所等の制約を受けないならば、診療情報については可能な限り長期間保存することが望ましいとされている。この点については、日本医師会が作成している「医師の職業倫理指針」においても、「(診療録の保管について、) わが国では法律上5年という期間が定められているが、電子媒体化に伴い永久保存とするべきである」との考えが示されている。また厚生労働省においても、政策目標として保健医療分野における情報連携の推進が掲げられており、測定指標の一つとして電子カルテの普及率が採用されているように、診療情報の電子媒体化が促進されている。

- (4) このことを受けて、実施機関では電子カルテシステムを利用して診療情報の記録及び保存を行っており、物理的に可能な限り診療情報を保管することとしている。

診療情報の電子的な保存については、厚生労働省において「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」が定められており、真正性（故意又は過失による虚偽入力、書換え、消去及び混同を防止すること）、見読性（必要に応じて肉眼で見読可能な状態にできること）、保存性（復元可能な状態で保存すること）を担保することが求められている。

実施機関で導入している電子カルテシステムについても、ガイドラインにて求められている電子保存の要求事項を遵守したものであり、真正性を確保するため、記録内容の削除や修正を行った場合には見え消しにより履歴が残るようになっている。審査請求者が求めるように診療情報が電子カルテから完全に削除できしまうと、電子カルテシステムが真正性、見読性、保存性を担保できなくなることを意味する。このようなことから、電子カルテに記載された診療情報について削除することはできない。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示等の権利を保障することにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的としている。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、条例における個人情報保護の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 条例第27条第1項による個人情報の削除について

条例第27条第1項は、「何人も、実施機関に対し、第7条の規定に違反して自己の個人情報が収集されたと認めたときは、当該個人情報の削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。」と定めている。

「第7条の規定に違反して自己の個人情報が収集された」とは、個人情報の収集に関し、目的による制限（条例第7条第1項）、収集方法による制限（同条第2項）、本人外収集の制限（同条第3項）又は要注意情報の収集制限（同条第4項）のいずれかの規定に違反して実施機関が個人情報を収集したことをいう。

本件審査請求において、審査請求人は、自己の診療録（カルテ）に一部記載が抜けている、誤った記述があると主張をするが、条例上、削除請求ができるのは、収集の制限に違反して個人情報が収集された場合に限定されており、記載漏れや記述の誤りについては、削除請求の対象とされていないことから、それらの理由から削除請求を認めることは困難であると考える。

よって、審査請求人の診療録の記載内容を理由とする削除請求に応じないとの実施機関の判断は妥当である。

(3) 個人情報及び診療録の保存年限について

個人情報の保存年限については、個人情報の保護に関する法律第22条にて、「個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。」と定めている。

ところで、診療録、いわゆるカルテについては、医師法第24条第2項にて、「前項の診療録であって、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において、5年間これを保存しなければならない。」と定めている。

これらの法律の定めを踏まえると、本件審査請求の対象となっている医療機関における診療録については、少なくとも5年間は保存が必要であり、その期間を超える保存期間については、特段、法律で定められているわけではない。

この点について、日本医師会は「医師の職業倫理指針」にて、カルテを電子媒体化した場合は永久保存とするべきであるとされており、患者にとっても漏えい等がない限り、カルテが長期間保存されることによる不利益が想定できないことも併せて考慮すれば、カルテを永久保存として取り扱うのが適切であると考える。

よって、審査請求人の診療録が保存期間の経過を理由に削除しないとの実施機関の判断は妥当である。

(4) カルテの内容が誤っているとの主張について

審査請求人のカルテの内容が誤っているとの主張については、条例第27条第1項の削除の理由には該当しないため当審査会ではカルテの内容の正誤については、審査の対象ではないものとして判断した。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年11月1日	・ 諮問書受理
令和6年10月15日	・ 審議（令和6年度第5回審査会合議体）

令和 7 年 1 月 1 4 日	・ 審議（令和 6 年度第 6 回審査会合議体）
令和 7 年 3 月 5 日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議 （令和 6 年度第 7 回審査会合議体）
令和 7 年 4 月 2 2 日	・ 審議（令和 7 年度第 1 回審査会合議体）
令和 7 年 6 月 1 3 日	・ 答申

経緯（参考）

令和 4 年 8 月 1 8 日 個人情報削除請求

令和 4 年 8 月 2 5 日 個人情報非削除決定

令和 4 年 1 1 月 2 5 日 審査請求

令和 4 年 1 2 月 2 3 日 弁明書

令和 5 年 1 0 月 1 1 日 反論書